

相続時精算課税制度

「相続時精算課税制度」は、
贈与時に「贈与財産に対する贈与税」を納付し、贈与者の相続時に
【その贈与財産の贈与時の価額と「相続財産の価額」を合計した価額を基に計算した相続税額】
から、【既に納付した贈与税相当額】を控除した額をもって納付すべき相続税額とするものです。

適用対象者

受贈者 …… 贈与者の推定相続人である直系卑属及び孫で、かつ、贈与を受けた年の
1月1日において20歳以上である者
贈与者 …… 贈与をした年の1月1日において60歳以上である者
* 住宅取得等資金の贈与条件に該当するときは、60歳未満であっても
適用することができます。

適用手続

この制度の適用を受けようとする受贈者が、「相続時精算課税選択届出書」を、
贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に、
その贈与税の申告書に添付して納税地の所轄税務署長に提出します。

「相続時精算課税選択届出書」を提出した場合は、
その届出書に係る贈与者からの贈与により取得する財産については、
本課税を適用した年分以降、すべて本課税の適用を受けることになります。
この制度は、受贈者が各々、贈与者ごとに適用を受けることができ、
一度この制度の適用を受けた場合には暦年課税への変更はできません。
(暦年課税とは、贈与価額から110万円を控除した価額に対し、贈与税額を算出する方法です。)

適用対象となる財産等

この制度は、贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

贈与税額・相続税額の計算

贈与税額の計算

贈与税の額は、贈与者ごとの贈与財産の価額の合計額から、「2,500万円までの
特別控除額」を控除した額の金額に、「一律20%」の税率を乗じて算出します。

相続税額の計算

この制度の適用を受けた贈与者は、この制度に係る贈与者の相続開始時に【「この制度を選択した年分以後に贈与を受けた財産の贈与時における価額」と「相続財産の価額」を合計した金額を相続税の課税価額として計算した相続税額】から、【上記により既に支払った贈与税相当額】を控除します。その際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができます。